

## 総合評価に関する事項

## (1) 技術提案等の評価項目及び評価基準について

実施要領書に記載したとおり。

## (2) 提出書類等について

評価項目	評価内容	提出書類及び申請書等で確認する書類
技術提案	実施設計段階、工事段階及び総合的なコスト縮減に関する提案	技術提案提出書等（様式10, 10-1～10-3）を入札書に添付して提出すること。
企業の施工能力	過去2年間の当該工種に係る工事成績評定点の平均点	広島市都市整備局技術管理課（本庁舎6階）が発行する「完成工事平均成績の開示」の写しを提出すること（ただし、本件工事の入札参加条件とした認定工種（以下「当該工種」という。）について、平成26年1月から平成27年12月までに完了した工事实績のない場合は提出不要）。
	ISO9001認証取得	開札日において、有効期限が切れていない登録証及び附属書の写しを提出（認証された事業所・範囲、有効期限が確認できるもの）すること。 本法人と契約を締結する権限を有する広島市内の事業所が認証取得（建設工事の施工に関するものに限る。）している場合に限る。
配置予定技術者の能力	主任（監理）技術者の資格	一般競争入札参加資格確認申請書に添付する配置予定技術者等調書（様式3-1-1, 2）の写し及びその確認書類の写しを提出すること。 なお、配置予定技術者として主任（監理）技術者を複数で申込みをした場合は、全ての配置予定技術者等調書（様式3-1-1, 2）の写し及びその確認書類の写しを提出すること。
	継続学習制度の単位	次のうち該当するものの資料を提出すること。 ① 配置予定技術者が、建設系CPD協議会に加盟している団体が運営している継続教育学習制度において、開札日以前3か月以内に発行した10単位／年以上の単位数（各団体が証明した日から直近の過去1年間の単位数）を取得していることを証明する学習履歴証明書等（各団体発行）の写し（A4に縮小コピー）を提出すること。 ② 配置予定技術者が、建築CPD運営会議が運営する建築CPD（継続能力／職能開発）情報提供制度に登録し、開札日以前3か月以内に発行した証明書において10時間／年以上のCPD実績を取得していることを証明する、証明書の写し（A4に縮小コピー）を提出すること。
地理的要件	地域内における本店の有無	一般競争入札参加資格確認申請書（様式1, 様式1-2又は様式1-3）により本店所在地を確認し、広島市内に本店を有しているか確認する。
社会的項目	障害者雇用の状況	次のいずれかの資料を提出すること。 ① 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第5項に基づき雇用状況の報告を義務付けられている事業者の場合 公共職業安定所へ報告した「障害者雇用状況報告書（事業主用）」（直近の6月1日のもの）の写しを提出すること。 ② 上記①以外の事業者で障害者を常用（直接的かつ恒常的に）雇用している場合 次の全ての資料を提出すること。 ・開札日の直近の月の1日現在で作成した障害者雇用状況調書（様式12） ・障害者を常用雇用していることが確認できる書類（身体障害者手帳又は療育手帳若しくは精神障害者福祉手帳及び健康保険証等の写し）
	男女共同参画への取組状況	次のうち該当するものの資料を提出すること。 ① 開札日前において、次世代育成支援対策推進法第12条第4項の規定に基づく「一般事業主行動計画」を策定している場合（労働者100人以下の事業者に限る。） 都道府県労働局に提出した行動計画の写し（受領印のあるもの）を提出すること。 ② 開札日前において、次世代育成支援対策推進法第13条の規定に基づく認定を受けている場合（労働者101人以上の事業者に限る。） 都道府県労働局が発行した認定通知書の写しを提出すること。

社会的項目	男女共同参画への取組状況	<p>③ 開札日前において、女性活躍推進法第8条第7項の規定に基づく「一般事業主行動計画」を策定している場合（労働者300人以下の事業者に限る。）都道府県労働局に提出した行動計画の写し（受領印のあるもの）を提出すること。</p> <p>④ 開札日前において、女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定を受けている場合（労働者301人以上の事業者に限る。）都道府県労働局が発行した認定通知書の写しを提出すること。</p> <p>⑤ 開札日前5年以内に受賞した次のいずれかの表彰状の写しを提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣府が行う女性のチャレンジ支援策に基づく女性のチャレンジ賞、女性のチャレンジ支援賞又は女性のチャレンジ賞特別部門賞（企業の代表者が受賞している場合を含む。）</li> <li>・内閣府が行う子どもと家族を応援する日本功労者表彰（申請者の代表者が受賞している場合を含む。）</li> <li>・厚生労働省が行う均等・両立推進企業表彰（均等推進企業表彰及びファミリーフレンドリー企業表彰を含む。）</li> <li>・広島市男女共同参画推進事業所表彰</li> <li>・広島市子育てにやさしい事業所表彰</li> </ul> <p>⑥ 開札日において当該工種の主任技術者となり得る国家資格を有する女性技術者を常用（直接的かつ恒常的に1年以上）雇用している場合に、資格証及び常用雇用していることが確認できる書類（健康保険証等）の写しを提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代表者及び実務経験のみにより資格を有することとなる者は除く。</li> <li>・複数の技術者を有する場合、提出書類は1人分のみでかまわない。</li> <li>・女性技術者は本件工事の配置予定技術者でなくてもかまわない。</li> </ul>
	環境対策への取組状況	<p>次のうち該当するものの資料を提出すること。</p> <p>① 開札日において、ISO14001又はエコアクション21の認証取得を受けている場合、有効期限が切れていない登録証及び附属証の写しを提出（認証された事業所・範囲、有効期限が確認できるもの）すること。 なお、本法人と契約を締結する権限を有する広島市内の事業所が認証取得（建設工事の施工に関するものに限る。）している場合に限る。</p> <p>② 開札日において、「ひろしまエコ事業所認定制度」の認定を受けている場合、認定書の写しを提出すること。 なお、本法人と契約を締結する権限を有する広島市内の事業所の認定証に限る。</p>
	広島市内在住の就職困難者の雇用状況等	<p>次のうち該当する者の資料を提出すること。</p> <p>(1) 広島市内在住の失業者を雇用している場合 開札日前2年以内に、広島市内在住の失業者1人以上を従業員として採用し、開札日現在、継続的に雇用している場合 次の①から③の全ての資料を提出すること。</p> <p>① 失業者を雇用したことを証明する次のいずれかのもの（公共職業安定所（ハローワーク）発行）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書の写し ※<u>離職した事業所及び離職年月日が記載されたもの</u> ※本人又は事業主（本人の委任状が必要）により請求可能</li> <li>・雇用保険日雇労働被保険者手帳の写し</li> </ul> <p>② 広島市内在住の失業者を従業員として雇用したことを証明する次の全てのもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働条件通知書の写し</li> <li>・健康保険被保険者証の写し（健康保険法の適用事業所でない場合は国民健康被保険証及び賃金台帳の写し） ※住所が記載されているところを含む。</li> </ul> <p>③ 資金的関係・人的関係を確認する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資金的関係・人的関係調書（様式4）の写し</li> </ul> <p>(2) 広島市内在住の次の対象者を雇用している場合等</p> <p>① 広島保護観察所に協力雇用主として登録し、開札日前2年以内に、広島市内在住の保護観察対象者又は更正緊急保護対象者を雇用（雇用形態不問）した実績がある場合</p>

		<p>広島保護観察所が発行する「保護観察対象者等雇用実績証明書」の写し</p> <p>② 広島保護観察所に協力雇用主として登録し、開札日前2年以内に、広島市内在住の保護観察対象者又は更正緊急保護対象者に事業所見学会又は職場体験講習を実施している場合</p> <p>広島保護観察所が発行する「保護観察対象者等事業所見学会等実績証明書」の写し</p>	
社会的項目	地域貢献	ボランティア清掃の活動状況	<p>次のうち該当するものの資料を提出すること。</p> <p>① 開札日前に認定を受けた、「広島市まちの美化に関する里親制度」の覚書の写し（事業所として覚書を交わしたものに限り）</p> <p>② 公告日前1年以内に、広島市内の公共の場所（道路、歩道橋、河川、楊排水路、公園等）で公共的団体による清掃活動に、事業所として2回以上参加したことが客観的に証明できる資料を添付した清掃活動実績調書（様式13）</p> <p>※「公共的団体」とは、農業協同組合、森林組合その他協同組合、商工会等の経済団体、社会福祉協議会等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会等の公共的活動を営むものを言い、法人格を持つかどうかは問わない。</p> <p>※客観的に証明できる資料とは、次のいずれかの資料及び状況写真をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感謝状の写し</li> <li>・お礼状の写し</li> <li>・清掃活動参加確認書（参考様式14）</li> <li>・その他</li> </ul> <p>③ 開札日前に受賞した、「広島市環境美化功労者表彰」の表彰状の写し（事業所として表彰されたものに限り）</p>
		職場体験学習等の受入れ状況	<p>次のいずれかの資料を提出すること。</p> <p>① 広島市内に所在する中学校、高等学校から職場体験学習の受入れに係る依頼文書の写し（企業側の受入れを確認した後送付される、実施日や参加する学年等が明記された依頼文書）</p> <p>② 広島市内に所在する大学と取り交わした、インターンシップの受入れに係る覚書の写し</p>
		災害復旧協力等の状況	<p>広島市の災害復旧協力等の実績として、次のいずれかの資料を提出すること。</p> <p>① 平成17年4月1日以降に元請として完成・引渡しが完了した、広島市発注の災害関連工事の契約書の写し</p> <p>「災害関連工事」とは、設計金額100万円以上の「災害復旧（応急）」、「応急復旧」、「崩壊地復旧」、「林道復旧」、「応急仮工事」などの工事名が付された災害の復旧を目的とした工事をいう。</p> <p>② 平成17年4月1日以降に、広島市が発注した除雪事業の契約書の写し</p>

### (3) 提出書類の作成における留意事項

#### ① 技術提案提出書等

- ・ 技術提案提出書等（様式10, 10-1～10-3）を提出しなかった者の入札は無効とする。
- ・ 企業の技術力を客観的に評価するため、提案内容については以下の視点で評価をすることから、技術提案の作成に当たっては留意すること。

#### ア 実施が可能か

技術提案が、基本計画書、説明書及びこれらに対する質疑応答書（以下「基本計画書等」という。）や関係法令等に準拠した内容（提案）であるかという視点で評価する。

※ 建設副産物の処分方法などの内容は、「実施可能」と評価しない。

#### イ 創意工夫がなされているか

施工上の課題に対して、本法人が基本計画書等で見込んでいる内容と比べて、創意工夫された内容（提案）であるかという視点で評価する。

#### ウ 効果が期待できるか

提案内容を実施した際に、効果が期待できるかという視点で評価する。

#### エ 具体的であるか

技術提案の内容が、具体的であるかという視点で評価する。

※ 曖昧な内容や施工内容や効果等が具体的に確認できないものは、「具体的である」と評価しない。

（提案の内容が曖昧な記入の例）

「〇〇の場合には〇〇する」、「必要に応じて〇〇する」、「〇〇するよう努める」、「可能な限り〇〇する」

- ・ 提案内容は、本法人が新たに他機関又は他工事との協議又は調整が必要となるものは原則認めない。
- ・ 提案内容が、基本計画書等や関係法令を準拠していない場合には、その提案内容は評価しない。
- ・ 記述内容において基本計画書等に反する記述があるなど、求める性能を確保することが困難であると判断されるものについては、その技術提案は評価しない。
- ・ 提出された技術提案は、評価に関らず、契約書に特約事項として添付し、契約後は、技術提案に記載した内容を施工計画書に記載することとする。  
ただし、実施が可能でない技術提案については、特約事項にその旨を記載する。

## ② 主任（監理）技術者の資格

- ・ 総合評価に関する調書（様式11）に、配置予定技術者等調書（様式3-1-1, 2）の写し及びその確認書類の写しが添付されていない場合は、評価しない。
- ・ 配置予定技術者を複数の技術者で申込みをする場合は、総合評価に関する調書（様式11）に全ての配置予定技術者等調書（様式3-1-1, 2）の写し及びその確認書類の写しを添付すること。
- ・ 配置予定技術者を複数の技術者で申込みがあった場合は、申込みのあった複数の技術者のうち最も低い配点となる資格を有する技術者を評価する。

## ③ 継続学習制度の単位

- ・ 添付した配置予定技術者等調書（様式3-1-1, 2）の写しに記入された技術者について、継続学習制度の単位数を確認する各団体等が発行した証明書等の写しが添付されていない場合は、評価しない。
- ・ 配置予定技術者を複数の技術者で申込みがあった場合には、申込みのあった複数の技術者のうち最も低い配点となる継続学習制度の単位数の技術者を評価する。
- ・ 継続学習制度の単位数を確認する各団体等が発行する証明書等は、各団体等が証明した日から直近の過去1年間の証明書等を提出すること（過去2年間や過去5年間の証明書等は評価しない。）。

## (4) その他

- ・ 入札に参加した者の入札価格、技術評価点及び評価値を落札決定後に公表する。
- ・ 製作と据付（又は架設）それぞれで別の技術者を配置する場合は、据付（又は架設）の技術者の能力を評価するものとする。
- ・ 価格以外の評価において、提出した書類の評価基準を満たさない変更をした場合は次のとおりとする。  
落札決定までに、提出した書類の評価基準を満たさない変更をした者の入札を**無効**とする。

### (主任（監理）技術者の変更の例)

配置予定技術者等調書に記載した主任（監理）技術者について、病気、退社等本法人がやむを得ない理由があると認める場合に、公告に定める条件に合致する者であるときに限り主任（監理）技術者の変更をすることができる。この場合には、直ちに工事担当課に変更申請を申し出ること。なお、申し出が遅れた場合は、指名停止措置を行うことがあるので注意すること（現場代理人の変更の場合も同じ）。

落札決定までに変更する場合、変更後の主任（監理）技術者の資格により、提出した書類の評価基準を満たさない変更（当初の得点と同点以上とならないとき）は、入札が**無効**となる。

ただし、落札決定後契約日までの間に変更する場合、変更後の主任（監理）技術者について雇用関係が要件を満たさない場合等により主任（監理）技術者を設置できないときは、契約締結をすることができないため、入札説明書の19 その他の(6)に該当することとなるので注意すること（現場代理人の変更の場合も同じ）。